

核融合科学研究所核融合アーカイブ室利用規則

制 定 平成24年9月 4日 24核研規則第1号
最終改正 令和 6年6月11日

(目的)

第1条 この規則は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の核融合アーカイブ室（以下「アーカイブ室」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 アーカイブ室を利用することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 職員
- (2) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構来訪研究員規程第2条に規定する研究員
- (3) 研究所で受け入れている大学院学生
- (4) 名誉教授
- (5) 研究所内で業務に従事する派遣労働者、請負労働者
- (6) その他アーカイブ室で所蔵している史料（以下、「史料」という。）の利用を必要とする者で、アーカイブ室長（以下、「室長」という。）が認めた者

(利用の日時)

第3条 アーカイブ室の利用可能な日時は、次の各号に掲げる日を除く平日の10時から12時、及び13時から16時までとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

2 前項の規定にかかわらず、室長が必要と認めた時は、臨時に開室又は休室することができる。

(利用の方法)

第4条 史料の利用方法は、閲覧、複写、撮影又は貸出により行う。

(利用の申請)

第5条 史料を利用しようとする者は、所定の申込書を提出し、利用の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第6条 前条の規定にかかわらず、室長は、次に掲げる範囲内で、史料の利用を制限することができる。

- (1) 史料に、次に掲げる情報が記録されている場合
 - ア 個人情報、あるいは個人を特定できる情報であって、個人の権利・利益を害するおそれのある情報
 - イ 法人その他団体の情報であって、法人その他団体の権利・利益を害するおそれのある情報

(2) 一定期間公にしないことを条件に寄贈を受けた史料で期間内のもの

(3) 史料の原本を利用することにより破損又は汚損のおそれがあるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる情報については利用の制限に該当しない。

- (1) 公務としての職務を遂行するために必要であると認められる情報
- (2) 人の生命、健康、生活又は財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- (3) 利用者自身を本人とする個人情報又は個人の評価に関する情報であって、それを利用に供するこ

とによって特段の支障が生じるおそれのないもの

3 その他判断が必要と認められる事項については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、室長が判断するものとする。

（利用者の責任）

第7条 利用者は、史料に含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。

（閲覧）

第8条 史料の閲覧は、アーカイブ室の所定の場所で行わなければならない。

2 電磁的記録については、専用機器による再生又は紙出力による閲覧の方法により行う。

3 閲覧後は、アーカイブ室員の確認のもとに史料を返却するものとする。

（複写、撮影）

第9条 史料の複写又は撮影を希望する者は、所定の申請書を提出し、室長の許可を得なければならない。

2 利用者は、許可を得た利用目的以外の目的に使用してはならない。

3 史料を撮影する場合には、アーカイブ室員の立ち会いのもとに撮影するものとする。

（複写に係る利用料）

第10条 史料の複写に係る利用料については、核融合科学研究所文献複写規則（平成6年規則第5号）を準用する。この場合、同規則中、「図書室」とあるのは、「アーカイブ室」に読み替えるものとする。

（参考調査）

第11条 利用者は、次に掲げる参考調査を依頼することができる。ただし、他の業務に著しい支障が生じる場合は、アーカイブ室は参考調査を拒否することができる。

(1) 史料の検索

(2) 史料に関する参考文献、調査機関等の紹介

（史料の貸出）

第12条 利用者は、公共の目的に利用するため貸出を希望する場合には、所定の申請書を提出し、室長の許可を得なければならない。

（貸出期間）

第13条 史料の貸出期間は、室長がその都度定めるものとする。

（貸出の停止）

第14条 室長は、貸出を受けた者が史料の返却を遅滞したときは、その者に対し、貸出を停止することができる。

（転貸の禁止）

第15条 貸出を受けた者は、その史料を他の者に転貸してはならない。

（臨時の返却）

第16条 室長が特に必要と認めたときは、貸出期間中であっても当該史料の点検又は返却を求めることがある。

（複製の出版等）

第17条 史料の複製の全部又は一部を出版等に利用することを希望する場合には、あらかじめ所定の申請書を提出し、室長の許可を得なければならない。

- 2 複製によって生じた著作権法上その他の責任は利用者が負うものとする。
 - 3 利用者は、史料の複製の全部又は一部を利用し出版する場合は、その成果物にアーカイブ室の史料を使用した旨の謝辞等を記載の上、当該成果物の別刷りをアーカイブ室に提出しなければならない。
(紛失・汚損等)
- 第18条 利用者は、史料又は機器等を紛失若しくは汚損したときは、速やかに室長に届けなければならない。
- 2 室長は、前項の届出のうち、故意又は重大な過失があると認めるものについて、利用者に対し、賠償を求めることができる。
(利用の取消)
- 第19条 利用者がこの規則に違反した場合、又は室長が特に必要と認める場合は、室長は利用の許可を取り消すことができる。
(雑則)
- 第20条 室長は、利用者の閲覧に供するために、この規則をアーカイブ室に備え付けるものとする。
- 2 この規則に定めるもののほか、アーカイブ室の利用に必要な事項は、アーカイブ委員会の審議を経て、室長が定める。

附 則

この規則は、平成24年9月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月11日から施行する。